

群馬県特別支援教育就学奨励事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）第2条第1項の規定により群馬県（以下「県」という。）が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づいて県が支弁する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）に関し、法、特別支援学校への就学奨励費に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（令和4年3月16日付け3文科初第2430号。以下「算定要領」という。）及び文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、障害のある幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の特別支援学校及び中学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援教育を受ける児童等の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費の全部又は一部を支弁することとし、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(対象児童等)

第3条 就学奨励費の支弁の対象となる児童等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県が設置する特別支援学校に就学する児童等
- (2) 県に包括される市町村が設置する特別支援学校に就学する児童等
- (3) 県内の私立の特別支援学校に就学する児童等
- (4) 県が設置する中学校に就学する、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒

(対象経費)

第4条 県が支弁する就学奨励費の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教科用図書購入費
- (2) 学校給食費
- (3) 通学に要する交通費
- (4) 帰省に要する交通費
- (5) 付添人の付添いに要する交通費
 - ア 通学に要する交通費
 - イ 帰省に要する交通費
- (6) 職場実習に要する交通費
- (7) 交流及び共同学習に要する交通費
- (8) 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
 - ア 寝具購入費
 - イ 日用品等購入費
 - ウ 食費
- (9) 修学旅行費
 - ア 本人経費
 - イ 付添人経費
- (10) 校外活動等参加費
 - ア 本人経費
 - イ 付添人経費

- (11) 職場実習宿泊費
- (12) 学用品・通学用品購入費
- (13) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
- (14) オンライン学習通信費

(支弁の区分及び対象額)

第5条 県は、令及び算定要領に基づき保護者等の負担能力の程度に応じ、令第2条に規定する区分を決定する。

- 2 就学奨励費の対象額は、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定）別記2又は別記3に定めるとおりとする。

(経費の支給)

第6条 就学奨励費は、各特別支援学校の学校長が金銭をもって当該学校に就学する児童等の保護者等に支給する。ただし、令第4条に規定する特別の事情がある場合は、現物をもって支給することができる。

- 2 支給の時期は、各学校の学校長が決定する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支弁に関し必要な事項は群馬県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。